

(平成21年3月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年12月5日までの期間に係る船員保険料を事業主（A社、以下同じ。）により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和20年12月5日から同年4月1日に訂正し、同年4月から同年11月までの標準報酬月額を100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和20年4月から同年11月までの船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月8日から20年12月5日まで  
昭和19年1月からA社のB丸に乗船したが、同船は同年3月7日にC国にて爆撃を受け、沈没した。

2か月後、C国内の寮に入り、陸軍の要請で船員を養成するため陸上勤務をし、20年2月に軍艦で帰国した。申立期間については、船員保険の被保険者期間として記録されていないが、船員として給与はA社から支給されていたはずなので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B丸の沈没のためC国に上陸し、軍艦で昭和20年2月20日に日本へ帰国するまでの状況について、具体的かつ詳細に記憶しており、日本への帰国時の事実関係については、当時の資料により推認できる。

また、申立人は「帰国後も予備船員として継続して雇用され、給与を受けており、保険料も控除されていた。」と主張しているところ、社会保険事務所の記録によれば、申立人と同じくB丸に乗船していた元同僚3人は昭和20年4月1日から同社において船員保険の被保険者資格を再取得していることが確認できる。

さらに、B丸には乗船していなかったが、A社において昭和20年4月以降

に船員保険に加入していた者からは、「海軍の徴用の後、A社に入り、予備船員のあと船に乗船した記憶がある。」との供述があり、申立人の主張は信憑性<sup>びよう</sup>が高いと考えられる。

加えて、予備船員（船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者）を船員保険の被保険者とする制度が申立期間中の昭和20年4月1日から開始されている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年12月5日までの期間について、A社における船員保険の被保険者として、事業主により船員保険料を給与から控除されていたものと認められる。

一方、昭和19年9月8日から20年4月1日までの期間については、上述の予備船員の制度も無い期間であることを踏まえると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により控除されていたものと認めることはできない。

また、昭和20年4月から同年11月までの標準報酬月額については、社会保険事務所の被保険者台帳における記録から、100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和20年4月から同年11月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年1月20日から同年8月31日までの期間に係る船員保険料を事業主（A社、以下同じ。）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を19年1月20日、資格喪失日に係る記録を同年8月31日に訂正し、19年1月から同年7月までの標準報酬月額を45円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年5月から19年8月31日まで

昭和18年5月ごろ、甲丸に乗船したと思うが、当時甲丸は、BやC港から出航し、D国、E国を経由してF国に行き、帰りは再びD国に寄ってG港等に戻って来るというルートを運航していた。

昭和19年8月、E国を出港してD国に向かう途中、エンジン部分から火が出て大火災になり、甲丸は沈没したため海軍の海防艦に救助され、H国に上陸した。給料は支払われていたし、保険料も引かれていたはずだから、調査の上、申立期間の船員保険の記録を修正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、甲丸について、実際に乗船していなければ知り得ない火災による沈没時の状況等を明確に記憶している上、乗船していた複数の元同僚の名前や職務内容についても記憶しており、申立人が申立期間当時、同船舶に乗船していたことは推認できる。

また、日本国内に帰還後の昭和19年12月7日から、乙丸に雇い入れられた際に再交付されたとして、申立人が現在所持している船員手帳には、「滅失再交付」の記載があることが確認できることから、申立人が申立期間当時、船員手帳を所持していた可能性が推認できる。

さらに、A社が解散した後、申立人に係る「乗船履歴」を保管していた I

社から提出された当該「乗船履歴」により、申立人が甲丸に乗船したのが昭和19年1月20日であることが確認でき、社会保険事務局が保管する戦時加算該当船舶名簿によると、甲丸の加算区域航行期間欄に「自17年12月28日至19年8月30日」、備考欄に沈没を意味する「沈」の記載が確認できる。

加えて、I社からは、当時、甲丸はA社に管理されていた船であるとの供述を得ている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和19年1月20日から同年8月31日までの期間については、甲丸における船員保険の被保険者として、事業主により船員保険料を控除されていたことが認められる。

一方、昭和18年5月から昭和19年1月20日までの期間については、上述の「乗船履歴」により申立人が甲丸に乗船していたことが確認できない上、当時の同僚は死亡又は所在不明のため、申立人の乗船を確認できる供述等が得られないことから、当該期間については、申立人は船員保険の被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

また、昭和19年1月から同年7月までの標準報酬月額については、I社から提出された申立人に係る「乗船履歴」の記録から、45円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和19年1月から同年7月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主（A社、以下同じ。）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和20年4月12日、資格喪失日に係る記録を21年5月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を35円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月12日から21年5月10日まで

私はB社で昭和18年6月1日から20年4月11日まではC港の港内（平水区域）で、甲丸というランチ（小型船舶）に上船していたが、加入していたのは船員保険ではなく厚生年金保険だった。

昭和20年4月12日、予備船員となり、同年5月から、大型船の乙丸に乗船し、同年6月に今のD国に行き塩を積んでE港に下ろした。その後F港に行き、石炭を積んで再びE港へ戻った。E港の出帆当日に岸壁から船用品（雑貨）を積み込む作業中に、起重機（ウインチ）の操作誤りで、フックを外す係だった私は怪我をした。1～2か月の間意識が無く、気がついたら病院に居た。その病院に半年ぐらい入院した後、転院し、完治するまで入院した。その後、A社に配属され、21年5月10日に乙丸に乗船した。職務は甲板員の見習だった。

申立期間には船員保険に加入していたはずなので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の状況について、具体的かつ詳細に記憶している上、申立人に係る「乗船履歴」を保管していたB社の後継会社であるF社が発行し、申立人が現在所持している乗船履歴証明書及び退職手当支給明細書により、申立人が申立期間において乙丸に乗船していたことが確認できる。

また、F社の担当者の証言により、申立人は、昭和18年6月1日にB社に

入社し、59年7月24日まで継続して勤務していたことが確認できる上、上記「乗船履歴」によれば、申立人は20年4月12日に予備船員になり、同年5月27日から乙丸に乗船した後、20年10月14日に再び予備船員となり、21年5月10日から乙丸に乗船していることが確認できる。

さらに、F社からは、当時、乙丸はA社に管理されていた船であるとの供述を得ている。

加えて、予備船員（船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者）を船員保険の被保険者とする制度が申立期間中の昭和20年4月1日から開始されている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間について、船舶運営会における船員保険の被保険者として、事業主により船員保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、F社が発行した申立人に係る「乗船履歴証明書」の記録から、35円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和20年4月から21年4月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。